

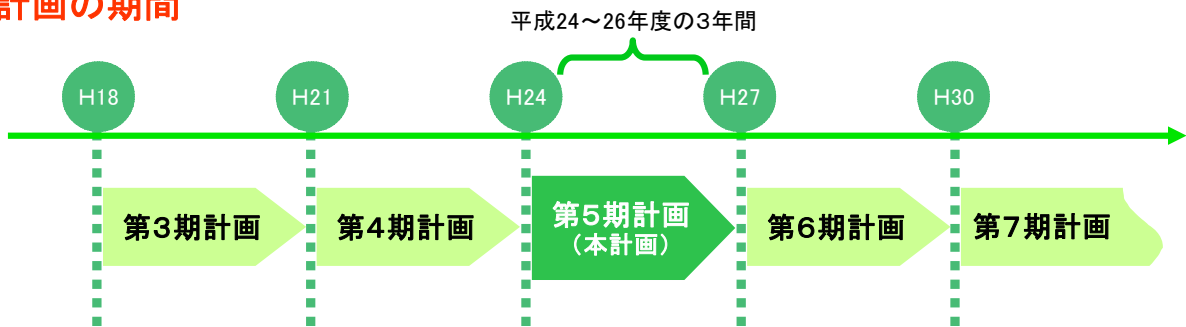
# 第5期箕面市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

## 1 計画の概要

### ◆計画策定の趣旨と背景

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスが包括的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、本計画を策定しました。

### ◆計画の期間

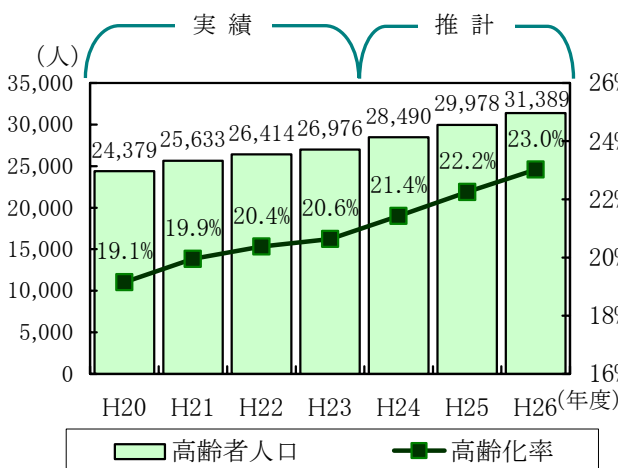


## 2 箕面市の現状

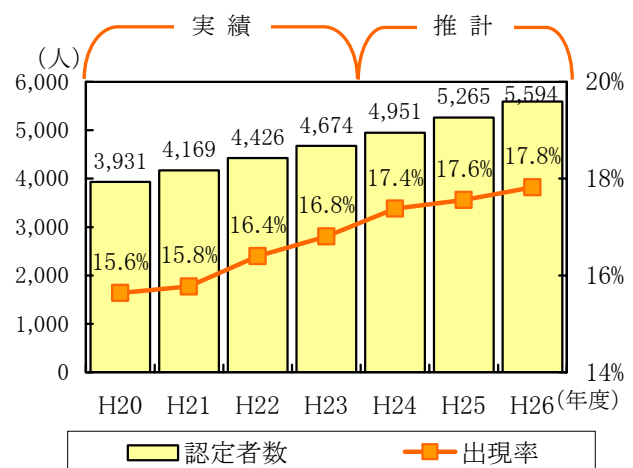
急激な高齢化の進展により、介護保険給付費の急増が予測されます。

- 本市では、全国と同様に急激な高齢化の進展が予測されています。また、要支援・要介護認定者数の増加により、介護保険サービスの利用者数や介護保険給付費（介護保険サービスに必要な費用から利用者負担分を除いたもの）の急増も見込まれます。

【高齢者人口と高齢化率の推移】



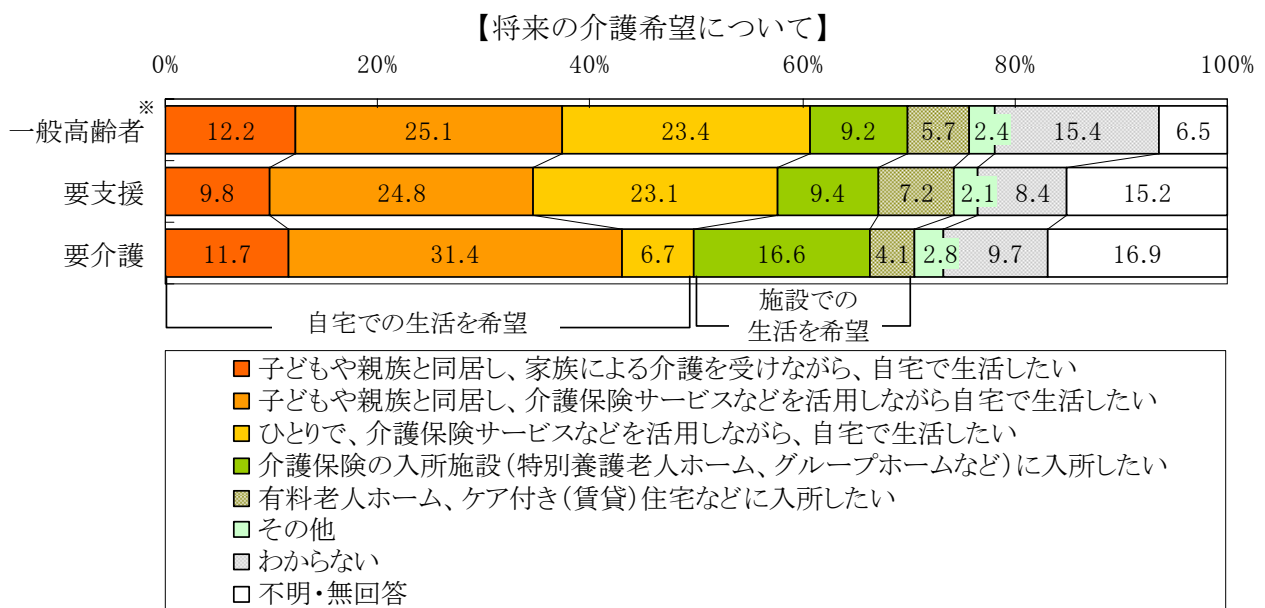
【認定者数と認定者出現率の推移】



将来の介護希望については「在宅志向」が進む一方、

要介護度が重度のかたにおいては、施設入所希望が増加しています。

- 将来の介護希望については、「子どもや親族と同居し、介護保険サービスなどを活用しながら自宅で生活したい」と回答したかたが最も多く、自宅での生活を希望する高齢者は5～6割を占めています。
- 一方、要介護度が高くなるにつれて、介護保険施設等での生活を希望されるかたも増加しています。

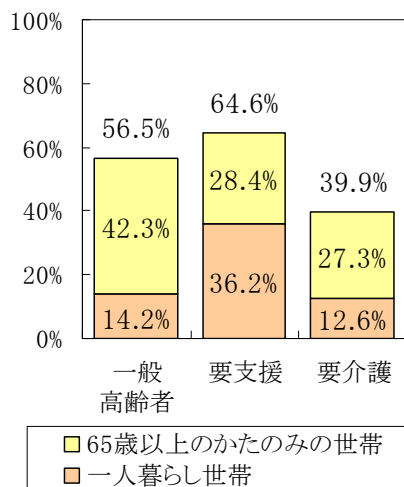


※ 一般高齢者…要支援・要介護認定を受けていないかた

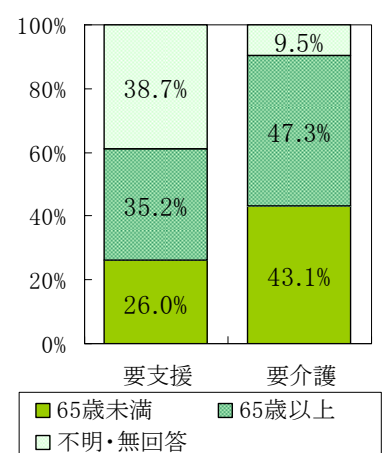
地域には、多くの「支援が必要と考えられる高齢者」が生活しています。

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、地域には多くの支援を必要とする高齢者が生活しており、生活支援サービスの充実を求めるかたが多くなっています。
- 介護者については、老老介護の状況にあるかたや、認知症高齢者などの介護により精神的・身体的負担が大きいかたも多くなっています。

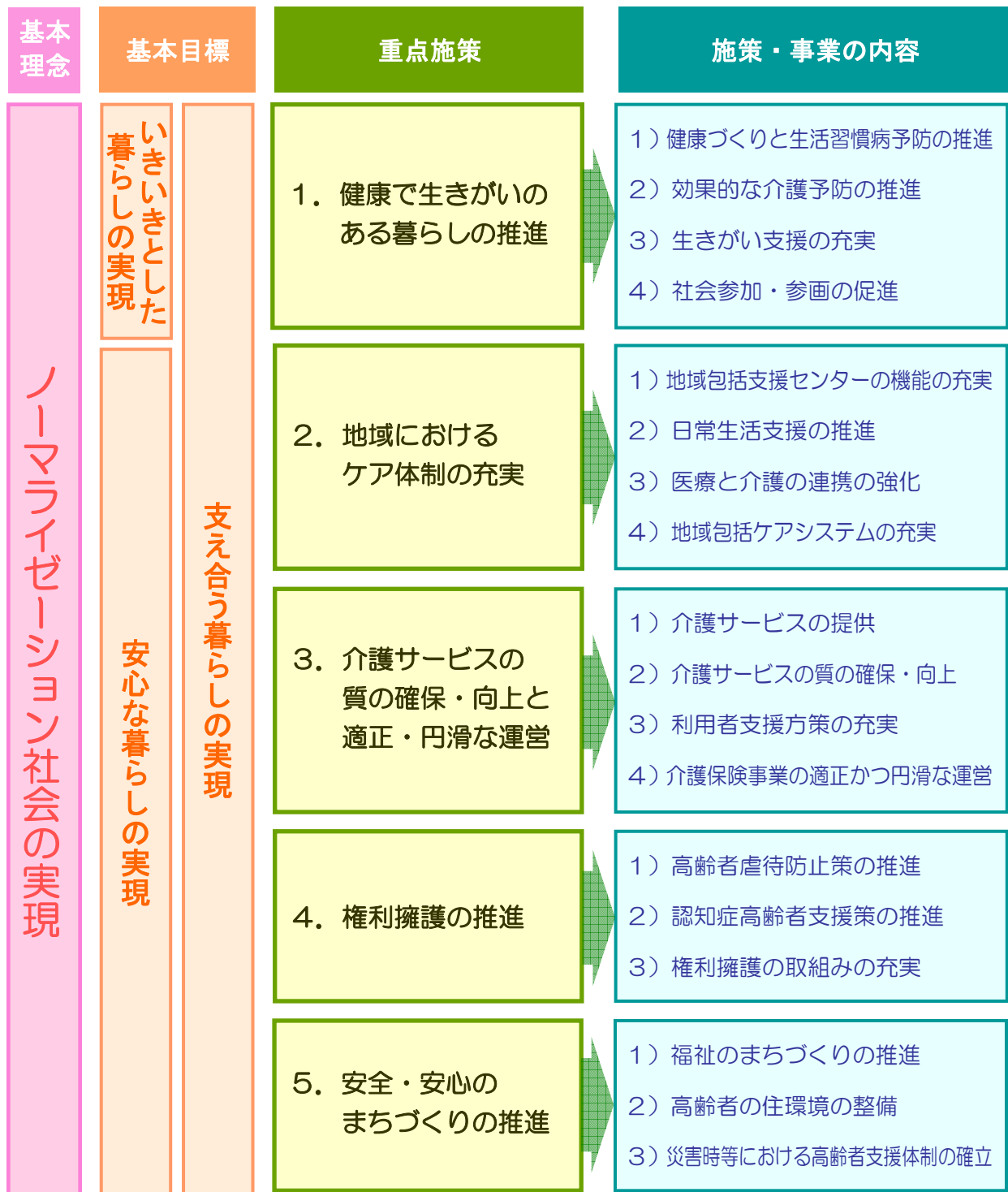
【高齢者のみの世帯が占める割合】



【主な介護者の年齢】



### 3 計画の施策体系



#### ノーマライゼーション

国連「国際障害者年行動計画」において示された考え方で、「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、多様な人々が存在し互いに支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、あたりまえの社会である」という意味です。

## 重点施策 1 健康で生きがいのある暮らしの推進

- 高齢者が健康づくりや介護予防に取り組める体制を構築し、地域での住民主体の介護予防活動の支援を進めます。
- 高齢者の多様な生きがいづくりや交流・仲間づくりを支援するとともに、社会参加・参画の環境づくりや就労機会の確保に努めます。

### 施策事業

- 1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進
- 2) 効果的な介護予防の推進
- 3) 生きがい支援の充実
- 4) 社会参加・参画の促進

## 重点施策 2 地域におけるケア体制の充実

- 地域包括支援センターを中心に各関係機関の連携を強化し、「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。
- だれもが互いに支え合い・助け合うことができる地域づくりに努め、地域におけるケア体制のさらなる充実を図ります。

### 施策事業

- 1) 地域包括支援センターの機能の充実
- 2) 日常生活支援の推進
- 3) 医療と介護の連携の強化
- 4) 地域包括ケアシステムの充実

## 重点施策 3 介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営

- 介護保険制度やサービスに関する周知啓発など、わかりやすい情報提供に努めます。
- 相談・苦情への適切かつ迅速な対応などにより、サービスの質の確保・向上を図ります。
- 要介護認定の客観性、公正・公平性の保持に努めるとともに、ケアプランの点検などにより介護保険事業の適正化を推進します。

### 施策事業

- 1) 介護サービスの提供
- 2) 介護サービスの質の確保・向上
- 3) 利用者支援方策の充実
- 4) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

## 重点施策4 権利擁護の推進

- 高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、相談支援や虐待防止に関する取組みを進めます。
- 認知症高齢者を地域全体で見守り、支援する体制づくりに努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や利用促進・利用支援に努めます。

### 施策事業

- 1) 高齢者虐待防止策の推進
- 2) 認知症高齢者支援策の推進
- 3) 権利擁護の取組みの充実

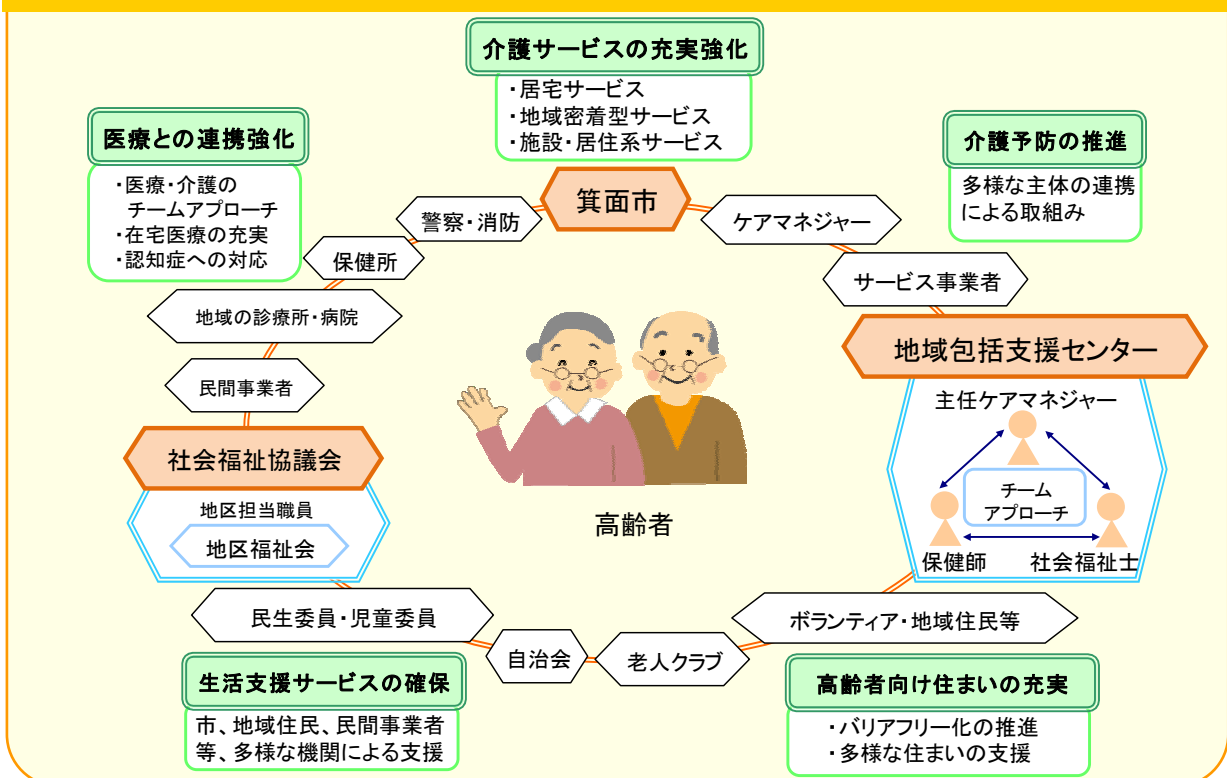
## 重点施策5 安全・安心のまちづくりの推進

- 高齢者のみならず誰もが安全に安心して生活できるまちづくりを進めます。
- サービス付き高齢者向け住宅などの、高齢者を対象とした賃貸住宅の情報収集・情報提供などにより、多様な住まいの支援に努めます。
- 災害時等に支援が必要な高齢者に対して、地域全体で避難支援を行う体制を整備します。

### 施策事業

- 1) 福祉のまちづくりの推進
- 2) 高齢者の住環境の整備
- 3) 災害時等における高齢者支援体制の確立

### 地域包括ケアシステムのイメージ図



## 4 介護保険料と施設整備

### ◆第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料基準額の決定

#### 保険料基準額の積算

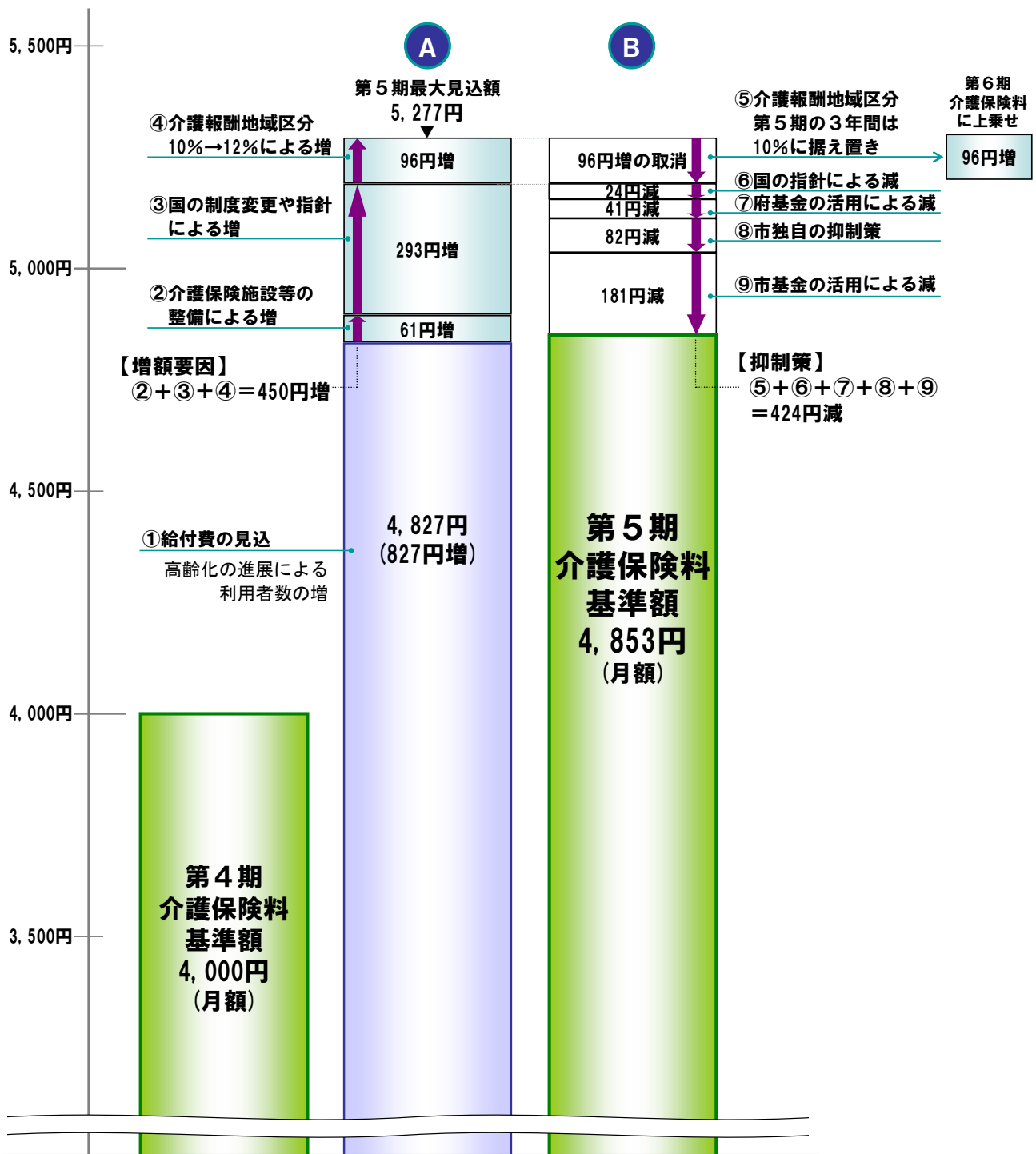
サービス利用者数の推計に基づく給付費の見込に、国の制度変更、府・市基金の活用、市独自の施策(施設整備等)を加味して積算

#### A 保険料の増額要因

第5期では、下図②～④の要因により、保険料基準額が最大で月額5,277円となる見込

#### B 保険料の抑制策

下図⑤～⑨の抑制策により、第5期保険料基準額を月額4,853円に設定





## ◆第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料額

段階	所得等の要件		保険料率	月額保険料	
	世帯の状況	本人の状況			
第1段階	市民税 非課税	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者	0.5	2,427円	
第2段階		市民税 非課税	合計所得金額と課税対象年金収入の合計額が80万円以下	0.5	2,427円
第3段階 (特例)			80万円以上120万円以下	0.7	3,398円
第3段階			120万円超	0.75	3,640円
第4段階 (特例)			合計所得金額と課税対象年金収入の合計額が80万円以下	0.9	4,368円
第4段階 【基準額】		合計所得金額と課税対象年金収入の合計額が80万円超125万円未満	1.0	4,853円	
第5段階	市民税 課税	市民税 課税	合計所得金額が125万円以下	1.1	5,339円
第6段階			125万円超190万円未満	1.25	6,067円
第7段階			190万円以上200万円未満	1.35	6,552円
第8段階			200万円以上300万円未満	1.5	7,280円
第9段階			300万円以上400万円未満	1.6	7,765円
第10段階			400万円以上600万円未満	1.7	8,251円
第11段階			600万円以上800万円未満	1.8	8,736円
第12段階			800万円以上1,000万円未満	1.9	9,221円
第13段階			1,000万円以上	2.0	9,706円

## ◆介護保険施設等の整備数

- 第5期計画期間における介護保険施設等の整備については、高齢者や介護者の実態やニーズ、施設の待機状況などを考慮し、次のとおり見込むこととします。

(単位:人)

施設種別	平成23年度末時点の整備数	新規整備見込数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	380	—	20	—
介護老人保健施設	370	—	—	—
介護療養型医療施設	0	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	0	—	58	—
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	99	—	18	—
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	312※	—	65	—

※ 市内には介護専用型の特定施設はなく、全て混合型(特定施設と一般向け住宅の両方を備えている施設)となっているため、施設全体の定員512人のうち、特定施設の指定を受けているのは312人分のみとなっています。

## 参考 介護保険サービス・地域包括支援センター

### ◆介護保険サービス一覧

居宅介護サービス(予防サービス含む)	地域密着型サービス(予防サービス含む)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護</li> <li>●訪問入浴介護</li> <li>●訪問看護</li> <li>●訪問リハビリテーション</li> <li>●居宅療養管理指導</li> <li>●通所介護</li> <li>●通所リハビリテーション</li> <li>●短期入所生活介護</li> <li>●短期入所療養介護</li> <li>●特定施設入居者生活介護</li> <li>●福祉用具貸与</li> <li>●特定福祉用具販売</li> <li>●住宅改修</li> <li>●居宅介護支援・介護予防支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間対応型訪問介護</li> <li>●認知症対応型通所介護</li> <li>●小規模多機能型居宅介護</li> <li>●認知症対応型共同生活介護</li> <li>●地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>●定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>●複合型サービス</li> </ul>
	施設サービス
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設</li> <li>●介護療養型医療施設</li> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>

### ◆地域包括支援センター

- 地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護、福祉、医療、権利擁護など様々な支援を包括的・継続的に行っています。  
お住まいの地域を担当する地域包括支援センターをご利用ください。



センター名	担当地域	所在地・電話番号
西部地域包括支援センター	新稲、箕面、箕面公園、温泉町、西小路、牧落	箕面 6-3-1 (みのおサンプラザ 1 号館 2 階) ☎:072-720-5592
北部・西南地域包括支援センター	上止々呂美、下止々呂美、森町中、森町北、森町南、瀬川、半町、桜井、桜ヶ丘、桜、百楽荘	桜井 1-13-22 ☎:072-725-7029
中央地域包括支援センター	如意谷、坊島、白島、萱野、稲、船場西、石丸、西宿、船場東、今宮、外院	萱野 5-8-1 ☎:072-727-9511
東部地域包括支援センター	粟生外院、粟生新家、粟生間谷西、粟生間谷東、小野原西、小野原東、彩都粟生南、彩都粟生北、大字粟生間谷	粟生間谷西 6-15-2 ☎:072-729-1711

#### 第5期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（概要版）

編集・発行 箕面市 健康福祉部 高齢福祉課  
〒562-0014 大阪府箕面市萱野 5-8-1 ☎:072-727-9505  
箕面市 市民部 介護・福祉医療課  
〒562-0011 大阪府箕面市西小路 4-6-1 ☎:072-724-6860

印刷物番号

23-35